

## 工事仕様書

1. 工事はすべて別紙図面に準拠して上水道管を布設し貴庁係員の指示に従い施工します。
2. 工事中の交通誘導には充分注意を払い、着手前に予め道路管理者と協議し、保安設備設置基準に基づき道路標識等を設置し、一般交通及び工事の保全を期するようにします。
3. 工事現場における火災危害衛生予防については、特に注意し所要の処置を講ずるようにします。
4. 工事用機材、機械器具等は、一般交通並びに既設の諸施設使用の障害とならないようにします。
5. 工事施工中に既設構造物に損害を与え又は便宜上取り壊しをなしたる時は、当方の責任において原形に復旧します。
6. 堀削は別紙図面に基づき不陸屈曲のないように完全に施工します。又堀削中に他の工作物に損害を与えないよう保護設備をします。
7. 堀削の範囲は、その日のうちに布設、埋め戻しのできる程度にとどめ、残土並びに交通の障害となる物は即日片付けます。
8. 工事に支障ある湧水、溜水は、ポンプ等により適当な方法で排除します。又排水にあたり他の工作物、通行人、車両等に妨害にならないよう充分注意します。
9. 舗装道の堀削についてはコンクリートカッターにて切断して、広範囲に渡る舗装に影響しないようにします。
10. 道路横断については、片側ずつ開削工で施工します。
11. 既設埋設物を交差及び近接する場合は貴庁係員又は関係官庁担当係員立会いのうえ、工事を施工します。
12. 埋め戻しについては、砂及び砕石にて埋め戻しをして、機械転圧及び自然転圧として十分に転圧をし、沈下のないようにします。なお沈下した場合は速やかに復旧いたします。
13. コンクリート構造物等は、養生期間まで交通の障害を避けるため、二次製品を使用します。
14. 工事起終点には、交通誘導警備員を配置する。
15. 作業時間につきましては、通勤時間帯を避けるため、午前 9 時から午後 5 時までとします。

(平成 30.9)

## 豊川西部土地区画整理事業地区内 工事仕様書

### (土地の使用)

重機及び工事用資材置場として、使用収益開始していない土地を利用する場合は、区画整理課に土地使用申請をおこない、その指示に従います。

### (埋戻し)

現場発生土を有効利用し、沈下のないよう十分に転圧をおこないます。

### (建設発生土)

現場で発生する土砂を区画整理地内で有効利用する場合は、残土処理申請をおこない、その指示に従います。

### (道路の復旧)

舗装版を撤去・復旧する際は、路面に凹凸が生じないようにアスファルトの敷均し・転圧に十分注意し施工します。工事完了後、区画整理課から路面の凹凸について指摘を受けた場合は速やかに指示に従います。

### (既設構造物の取扱い)

重機等の使用中は、構造物等を傷めないよう注意して施行しますが、不慮により壊してしまった場合は、指示に従い修復します。

### (境界杭の取扱い)

工事現場周辺に設置してある用地杭は、工事着手前に写真管理をし、その後柵等で囲み厳重に管理します。破損及び紛失または境界を不明にした場合は、自社の負担により豊川西部土地区画整理事業担当の測量業者に依頼し速やかに復旧します。

工事を進めるにあたり、仕方なく境界杭を一時撤去しなければならない場合は、事前に区画整理課に届出をします。

### (その他)

上記以外に不明な点があれば、区画整理課に協議をします。

## 豊川駅東土地区画整理事業地区内 工事仕様書

### (土地の使用)

重機及び工事用資材置場として、使用収益開始していない土地を利用する場合は、区画整理課に土地使用申請をおこない、その指示に従います。

### (埋戻し)

現場発生土を有効利用し、沈下のないよう十分に転圧をおこないます。

### (建設発生土)

現場で発生する土砂を区画整理地内で有効利用する場合は、残土処理申請をおこない、その指示に従います。

### (道路の復旧)

舗装版を撤去・復旧する際は、路面に凹凸が生じないようにアスファルトの敷均し・転圧に十分注意し施工します。工事完了後、区画整理課から路面の凹凸について指摘を受けた場合は速やかに指示に従います。

### (既設構造物の取扱い)

重機等の使用中は、構造物等を傷めないよう注意して施行しますが、不慮により壊してしまった場合は、指示に従い修復します。

### (境界杭の取扱い)

工事現場周辺に設置してある用地杭は、工事着手前に写真管理をし、その後柵等で囲み厳重に管理します。破損及び紛失または境界を不明にした場合は、自社の負担により豊川駅東土地区画整理事業担当の測量業者に依頼し速やかに復旧します。

工事を進めるにあたり、仕方なく境界杭を一時撤去しなければならない場合は、事前に区画整理課に届出をします。

### (その他)

上記以外に不明な点があれば、区画整理課に協議をします。